

# 鶴岡市入札要綱

## 1. 趣旨

この要綱は、鶴岡市発注の建設工事、委託業務、物品購入等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）に関して、法令、鶴岡市契約に関する規則（平成17年10月1日規則第54号。）及び入札条件に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 入札書記載に関する事から

- (1) 記載する商号等（法人にあっては所在地、商号、代表者名。個人にあっては住所及び商号又は氏名をいう。以下同じ）は、「入札参加資格申請書」に記載されたものを用いること。
- (2) 入札書に押印する印鑑は「入札参加資格申請書」において届け付た印鑑を使用すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、その者の氏名を記載し、委任状に押印された代理人使用印鑑（以下「使用印」という。）を押印すること。

## 3. 印鑑の持参

入札者は入札書に押印した印鑑と同一の印鑑を必ず入札会場に持参すること。

## 4. 入札等

- (1) 当該入札会に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という）は、仕様書、図面、契約書案及び現地等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案及び現地等について疑義があるときは、入札前の定められた期間に関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 入札書は、封筒に入れて、入札者が入札箱に投入すること。
- (3) 前号の封筒は、紙製で容易に透けて見えないものを使用し、入札参加者の商号又は氏名を記載すること。
- (4) 郵便による入札の場合は、鶴岡市郵便入札実施要領によることとする。

## 5. 入札保証金

- (1) 入札の公告又は通知に入札保証金を納めるように定められている場合は、入札前に納付の証を提示すること。
- (2) 入札保証金の納付の証を提示しない場合は入札書を受理しない。

## 6. 同一者等による入札

同一の入札参加者に雇用されている者は、同一物件について2以上の入札をしてはならない。

## 7. 入札書の訂正等

- (1) いったん入札した入札書の金額変更、又は訂正はいかなる場合をもってもそれを許さない。
- (2) 郵便により送付した入札書の訂正、差し替え、再提出は認めない。

## 8. 委任を受けた者

- (1) 代理人は、入札参加者と直接かつ継続的な雇用関係にあること。
- (2) 代理人は、成年被後見人、被保佐人、又は未成年者でないこと。
- (3) 代理人は、入札参加者との関係を証明できる書類の写しなどを入札参加時には常に携行し、入札執行者の求めがある場合はその書類を提示しなければならない。入札執行者は提示された書類の写しを撮ることができる。

## 9. 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、自己の入札書投函に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (3) 入札執行前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札担当部署の職員に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- (4) 入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- (5) 入札の辞退等により入札参加者が2者以下となったときは、入札執行者の判断により入札の執行を中止する場合がある。
- (6) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 10. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者及び所属団体等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者及び所属団体等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 11. 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 12. 無効の入札

次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 入札会終了前に辞退の届出をなしに退場した者の入札
- エ 指名競争入札において入札日の前日（前日が閉庁日の場合は直前の閉庁日とする）の開庁時間までに入札指名通知を受け取っていない者の入札
- オ 入札に際し、他人の入札参加を妨害した者又は係官の職務執行を妨げた者の入札
- カ 入札参加者の商号等の記載を欠く入札
- キ 代理人が入札する場合において、代理人の氏名記載及び使用印の押印を欠く入札
- ク 入札金額が記載されていないもの、金額の判読ができないもの、誤った金額に見誤るおそれのあるもの、金額が明らかでないもの、所定の金額欄に金額が記載されていないもの入札
- ケ 金額が算用数字で記載されていないもの
- コ 鉛筆など容易に訂正できる筆記具を用いた入札
- サ 金額を訂正した入札
- シ 明らかに連合によると認められる入札
- ス 日本語によらない記載。ただし、住民票又は登記簿に記載された事項は除く。
- セ 日本工業規格 A4 判の白紙を用いない入札
- ソ 入札に必要な事項以外の記載をされた入札
- タ 入札執行の日時に遅れた入札又は電報若しくは電話による入札
- チ 予定価格を事前公表する場合における予定価格を超える入札
- ツ 前各号のほか、入札の公告若しくは通知、この入札要綱又は入札執行者が指示した事項に違反した入札

## 13. 内訳書の書換え、訂正等

一度提出された工事（委託）費等内訳書は、書換え、引換え又は撤回できない。ただし、入札執行者の指示による場合の訂正等は除く。

## 14. 入札書の取り扱い

提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合、又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事（委託）費等内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

## 15. 入札金額

入札書に総金額及び内訳金額を共に記載することを求めた場合に、両金額が符合しないときは、総金額で落札を決定するものとし、単価で落札を決定する場合は、単価が正しいものとみなす。

## 16. 入札会の開会等

- (1) 入札会は、入札執行者の宣言により開会し、宣言により閉会とする。
- (2) 入札執行者の判断により入札会を中断することができる。

## 17. 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、契約日まで契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約担当職員の書面による承諾を得た場合に限り、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないとき、落札者は、その効力を失う。
- (3) 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに順ずる書面を契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約担当職員がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

## 18. 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、この要綱、仕様書、図面、契約書案、現場等及び入札条件についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

### 附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に公告された建設工事及び建設工事関連業務委託に係る入札については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。